

船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する短期入所の事業を運営し、医療的ケア者（児）に対してサービスを提供する事業者に対してこの要綱に基づき事業に要した費用を補助することにより、医療的ケア者（児）とその家族の安定した生活に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が行う法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業所をいう。
- (2) 医療的ケア 障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア（医師用）に定める医療的ケア（診療の補助行為）をいう。
- (3) 医療的ケア者（児） 船橋市により法第22条による支給決定を受けた障害者又は障害児で医療的ケアが必要な者（日常的に医療的ケアを自身で実施する者を除く。）をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱に基づき補助を受けることができる者は、法第36条の規定による指定を受けた法人が運営主体として、船橋市内で指定短期入所事業所を運営する事業者とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする対象事業所の事業者は、船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

- (1) 法令等及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがないか。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

（暴力団等の排除）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、事業者が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、交付決定をしないことができる。

（交付条件）

第7条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる内容につき条件を附するものとする。

- (1) 補助事業等の内容の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定の通知等)

第8条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市医療的ケア者(児)の短期入所加算事業補助金付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(変更の届出等)

第11条 事業者は、補助事業の計画に変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、船橋市医療的ケア者(児)の短期入所加算事業補助金変更届出書(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。

(交付の対象)

第12条 この補助金の交付の対象は、医療的ケア者(児)に対して短期入所事業所が行う医療的ケア等の支援に要した経費とする。

(交付額の算定方法)

第13条 補助金の額は、別表に定める医療的ケアで同表に定める補助基準額が最高額の医療的ケア(当該最高額の医療的ケアが2種類以上の場合は1種類とする。)の補助基準額に利用日数を乗じて得た額の合計とする。ただし、申請者が同一の利用者に対して船橋市短期入所特別支援(強度行動障害)加算事業補助金の交付を受ける予定の場合は、補助金算定対象外とする。

2 前項の規定による同一の年度における同一の利用者に係る補助金の額の算定にあたっては、利用日数の上限を60日とする。

3 同一の利用者が2以上の短期入所事業所を利用し、その利用日数の合計が60日を超える場合は、60日をそれぞれの短期入所事業所の利用日数の割合に応じて按分した日数を、それぞれの短期入所事業所における利用日数とする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類
（額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、その旨を船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金確定通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知する。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) 暴力団等であることが判明したとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。
（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金返還命令書（第6号様式）によりその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金返還命令書により確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助事業者は、第16条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（理由の提示）

第19条 市長は、補助金の交付決定の取消し又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（関係書類の整備）

第20条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を事業の完了から10年間整備しておかななければならない。

（調査又は報告）

第21条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

附 則

この要綱は、令和7年7月23日から施行し、令和7年4月1日以後の事業に要した費用から適用する。

別表

医療的ケアの種類	補助基準額
人工呼吸器の管理	12,000円
気管切開	
酸素療法	
中心静脈カテーテル	
鼻咽頭エアウェイ	7,000円
吸引	
経管栄養	
皮下注射	
継続的な透析	
導尿	
排便管理	
ネブライザー	5,000円
血糖測定	
痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与、又は迷走神経刺激装置の作動等の処置 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与、又は迷走神経刺激装置の作動等の処置	

備考

- 1 医療的ケアの種類はその月に該当する医療的ケアの中で最も高い区分を採用する。
- 2 医療的ケアを事業所が実施しない場合（利用者自身の実施する、他のサービス事業者や医療機関等が実施する）は対象外とする。
- 3 年間の合計は60日までとする。

第 1 号様式

船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
法人名
代表者

船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1	補助年度	年度
2	補助金申請額	円
3	事業所名	
4	事業所番号	
5	連絡先及び担当者名	(担当)

添付書類 所要額調書（別紙）

第2号様式

船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金交付決定通知書

船障第 号
年 月 日

所在地
法人名
代表者氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金交付要綱の規定により通知します。

1. 交付します

補助年度	年度	
交 付 決 定 額		円
交 付 条 件	1 補助事業の内容の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。	

2. 交付しません

理由

第3号様式

船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業変更（中止・廃止）届出書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地
法人名
代表者

年 月 日付け船障第 号で補助金交付の決定のあった事業を
次のとおり変更（中止・廃止）したいので、船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加
算事業補助金交付要綱の規定により届け出ます。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更の内容

第4号様式

船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金実績報告書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地
法人名
代表者

年 月 日付け船障第 号で決定のあった補助金について、船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 補助金精算書（別紙）
- 2 個票（別紙）
- 3 利用者ごとの医療的ケアの種類及び実施がわかるもの

第 5 号様式

船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金確定通知書

船 障 第 号
年 月 日

所在地

法人名

代表者氏名 様

船橋市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金交付要綱の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円

第6号様式

船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金返還命令書

船 障 第 号
年 月 日

所在地

法人名

代表者氏名 様

船橋市長 印

船橋市医療的ケア者（児）の短期入所加算事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還をしてください。

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 の 理 由	
返 還 方 法	
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
交 付 確 定 額	円